

事業名：特定国有財産の整備

(財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定)

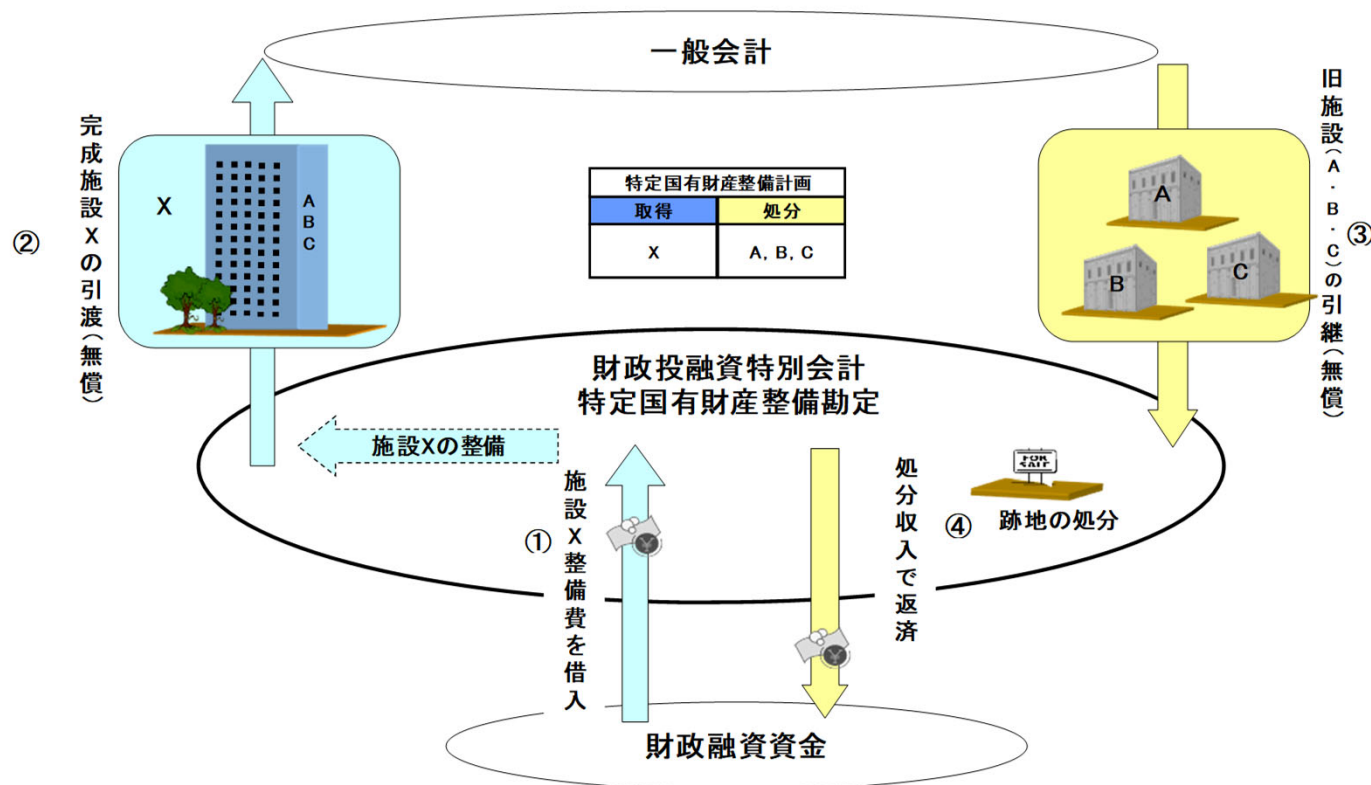
目次

1. 特定国有財産整備計画及び特定国有財産整備勘定の概要
2. 特定国有財産整備計画の類型
3. 特定国有財産整備計画における未完了事業数の推移
4. 特定国有財産整備計画の実施による庁舎整備数等
(財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定)
5. PFI事業によるコスト削減の実績
6. 参考法令
7. 政策評価との関連について

1. 特定国有財産整備計画及び特定国有財産整備勘定の概要

- 特定国有財産整備計画とは、庁舎等の集約立体化などを行う場合に、スクラップ・アンド・ビルドの考え方にに基づき、財務大臣が財産の取得と処分を定める計画(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(以下、「庁舎法」)第5条)のことをいいます。
- 特定国有財産整備勘定は、整備費を税財源でなく借入金でまかない、施設完成後、この事業の実施に伴い不用となった財産の処分により借入金を分割償還する仕組み。

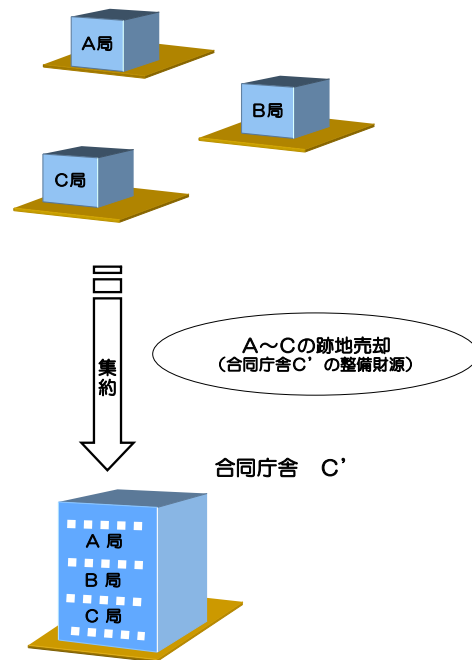
(注) 特定国有財産整備特別会計が特別会計改革の一環により、平成21年度末をもって廃止されたことに伴い、平成21年度までに策定されていた事業で未完了のものについては、当該事業が完了するまでの間、経過的に設置された財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定で経理を行うこととされており、未完了事業完了後の残余財産は、一般会計に承継。



2. 特定国有財産整備計画の類型

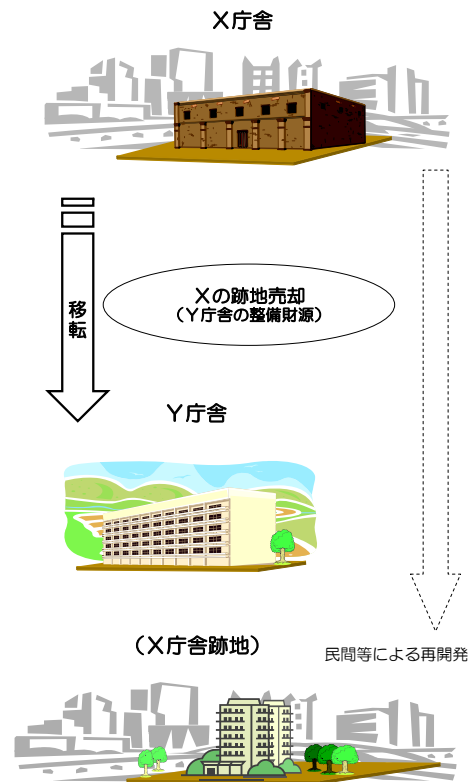
- 特定国有財産整備計画は、その目的ごとに下表の3事業の類型があります（庁舎法第5条各号）。
- このうち庁舎耐震化事業は、耐震性能に問題のある庁舎等が大量に存在していること、中央防災会議において「強力に庁舎等の公共建築物等の耐震化の促進に取り組む」との方針が決定されたこと、などの事情を背景として平成18年に庁舎法が改正され導入されたものです。

集約立体化事業（庁舎法第5条第1号）



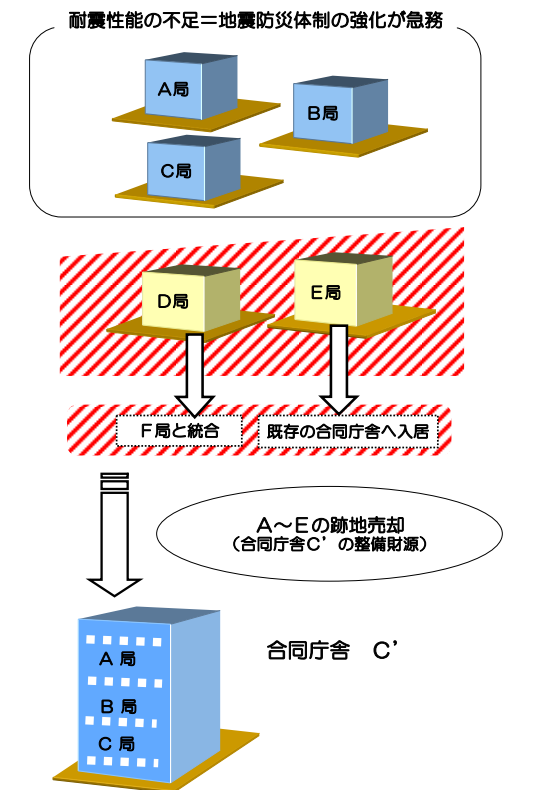
取得…耐火構造の高層な建物及びその敷地
[合同庁舎C']
処分…C'の整備に伴って不用となる庁舎等
[A~C]

移転再配置事業（庁舎法第5条第2号）



取得…Xに代わる施設及びその敷地 [Y]
処分…市街地に設置することが必ずしも必要でないなど、
他の用途に供することが適当な庁舎等 [X]

庁舎耐震化事業（庁舎法第5条第3号）



取得…地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎及びその敷地
[合同庁舎C']
処分…C'の整備に伴って不用となる庁舎等
(使用調整等を行うことにより不用となる庁舎等 [D, E] を含む。)
[A~E]

3. 特定国有財産整備計画における未完了事業数の推移・見込み

	平成21年度 (注)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未完了事業数	185		6	5	5	5	2	1

(注) 特定国有財産整備計画を経理していた特定国有財産整備特別会計が、特別会計改革の一環により平成21年度末をもって廃止されたところ。

平成21年度までに策定されていた事業で未完了のもの（185事業（うち97事業は中止）、以下「未完了事業」という。）については、当該事業が完了するまでの間、経過的に設置された財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定で経理を行うこととされている。

未完了事業は着実に減少している。
(令和6年度末に全て完成予定)

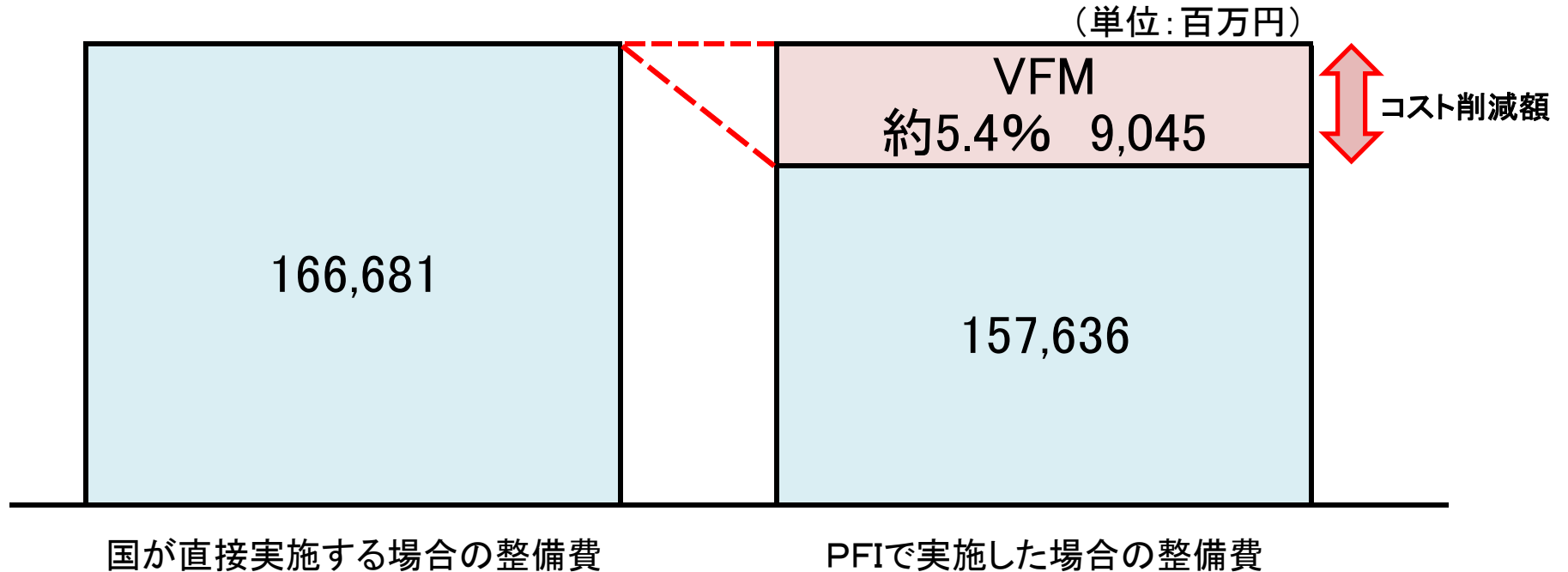
4. 特定国有財産整備計画の実施による庁舎整備数等
(財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定)

年度	新たに完成した 庁舎数	完成に伴い集約された 庁舎・官署数	
		うちⅠ類及びⅡ類庁舎 (注)	うちⅠ類及びⅡ類官署
令和元年度	1	1	1庁舎 (1官署)
令和2年度	—	—	—
令和3年度	—	—	—
【参考】 令和4年度以降 完成予定施設	5	5	26庁舎 (32官署)

(注) Ⅰ類及びⅡ類施設とは、災害対策基本法で定める「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」が使用するそれぞれ必要な耐震性能を有している官庁施設であり、災害応急対策活動の拠点となる施設である。

5. PFI事業によるコスト削減の実績

(令和元年度時点の活動実績17件のうち、PFIで整備を実施した13件の整備費)



VFM(Value For Money)とは、PFI事業における最も重要な概念の一つで、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方であり、国が直接実施する方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合である。

(参考) VFMの算定方式

$$\text{VFMの算定方式(\%)} = (A - B) / A \times 100$$

A: 国が直接実施する場合の財政負担の現在価値

B: PFI事業として実施する場合の財政負担の現在価値

6. 参考法令

「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」（抜粋）

（昭和三十二年五月二十日法律第百十五号）

（特定国有財産整備計画）

第五条 財務大臣は、庁舎等その他の施設の用に供する国有財産（特別会計に所属するもの、公共用財産その他政令で定める国有財産を除く。）について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るため、次に掲げる取得及び処分をすることが適当であると認めるときは、政令で定めるところにより、関係の各省各庁の長の意見を聴いて、当該取得及び処分の基本的事項に関する計画（以下「特定国有財産整備計画」という。）を定めるものとする。

- 一 庁舎等とする目的をもつて政令で定める耐火構造の高層な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる庁舎等の処分（国の内部において有償で行う所管換及び所属替を含む。以下同じ。）をするための当該国有財産の取得及び処分
- 二 庁舎等その他の施設で、市街地又はこれに隣接する地域に設置することが必ずしも必要でない認められるものその他その位置、環境、規模又は形態等からみて他の用途に供することが適当であると認められるものの処分をし、これに代わる施設とする目的をもつて建物若しくはその附帯施設若しくは工作物又はこれらの敷地（以下この号において「建物等」という。）を取得するための当該国有財産の取得及び処分（当該取得に係る建物等と併せて取得することを必要とする他の施設の用に供する建物等の取得及びこれに伴つて不用となる建物等の処分を含む。）
- 三 庁舎等とする目的をもつて政令で定める地震防災機能を発揮するために必要な建物若しくはその附帯施設又はこれらの敷地を取得し、これに伴つて不用となる庁舎等（使用調整又は国有財産法第十条の規定による国有財産の総括を行うことにより不用となる庁舎等であつて、当該取得に要する費用に充てる必要があると認められる国有財産を含む。）の処分をするための当該国有財産の取得及び処分

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（抜粋）

（平成十八年六月二日法律第四十七号）

第二章第三節 特別会計改革

（特定国有財産整備特別会計の見直し）

第三十五条 特定国有財産整備特別会計は、同特別会計において経理される事務及び事業を必要な範囲に限定するものとし、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号。以下「庁舎法」という。）第五条に基づく特定国有財産整備計画の策定の見通しを踏まえ、平成二十二年度を目途に、一般会計に統合するものとする。

「行政改革の重要方針」（抜粋）（平成十七年十二月二十四日閣議決定）

3. 特別会計改革

- ⑯ 特定国有財産整備特別会計については、今後の事業計画を踏まえ、真に必要な事業にスリム化し、平成22年度を目途に、一般会計への統合を行うものとする。

「特別会計に関する法律」（特定国有財産整備特別会計部分）の概要

1. 特別会計の廃止

特定国有財産整備特別会計を平成21年度末に廃止。

附 則

第六十六条 次に掲げる法律は、廃止する。

十九 特定国有財産整備特別会計法（昭和三十二年法律第百十六号）

第六十七条 次の各号に掲げる特別会計を、この法律の施行の日から当該各号に定める年度の末日までの期間に限り、設置する。

十一 特定国有財産整備特別会計 平成二十一年度

2. 未完了事業を経過勘定で実施

平成21年度末までに策定された特定国有財産整備計画に基づく事業については、財政投融资特別会計に設置する経過勘定で実施。

附 則

第二百三十五条 未完了事業に関する経理は、平成二十二年度から事業完了年度（未完了事業が完了する年度として政令で定める年度をいう。次条において同じ。）の末日までの間、第五十条の規定にかかわらず、財政投融资特別会計において行うものとする。

3. 新規事業は一般会計で実施

平成22年度以降、新規に策定される特定国有財産整備計画に基づく事業については、一般会計で実施。

一般会計において新規事業の円滑な実施を図るための検討を行い、必要な措置を講ずる。

附 則

第二百三十七条 政府は、暫定特定国有財産整備特別会計の廃止後の国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の規定の円滑な実施を図るため、特定国有財産整備計画の策定の状況等を踏まえ、同法の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7. 政策評価との関連について

■ 令和3年度政策評価書における、当該事業を含む政策目標は次のとおり。

政策目標 3-3：庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
施策 3-3-2：行政財産の適正な管理の実施と効率的な使用の推進

令和3年度政策評価事前分析表において、当該政策目標に係る予算額として、予算書上の「特定施設整備に必要な経費」及び「民間資金等を活用した特定施設整備に必要な経費」を記載している。

〈測定指標：定性的指標〉 3-3-2-B-1：庁舎の入替調整等の実施状況

【目標】省庁横断的な入替調整を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な使用を推進する。

老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎の移転・集約化等を図り、国有財産の適正な管理・有効活用に寄与

当該事業を含む施策（3-3-2）については、以下のとおり、既存庁舎の効率的な活用の推進により組んだことから、「目標達成」の評価となっています。

参考指標1：既存庁舎等の入替調整等実績の推移（単位：件）

参考指標2：庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
庁舎数	37	32	41	16	18
官署数	53	39	70	23	47

		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
借受費用縮減	(㎡)	390	—	5,110	—	5,300
	(億円)	0.1	—	2.7	—	4.7
売却可能財産	(㎡)	1,060	—	—	—	—